2　第二条第六項の規定は、同項各号に掲げる装置を共通に使用しようとする無線局について、法第十七条の規定による無線設備の変更の工事の許可の申請又は届出を行う場合に準用する。この場合において、第二条第六項第二号又は第三号に規定する装置に係るものについては、当該航空機局又は航空機地球局の航空機の定置場を管轄する総合通信局が同一の場合に限り、同一型式の共通の装置ごとに単一の申請又は届出をすることができる。

3　第十五条の三第一項、第三項及び第四項の規定は、法第十七条の規定による無線設備の変更の工事の許可の申請又は届出を行う場合に準用する。

4　法第十七条第一項の規定により無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、当該変更をしたとき又は当該工事を完了したときは、次に掲げる事項（第七号に掲げる事項にあつては、希望する場合に限る。）を記載した届出書を総務大臣又は総合通信局長に届け出なければならない。

一　免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　無線局の種別及び局数

三　識別信号

四　免許の番号

五　変更の許可の年月日及び変更許可通知書（第一項において準用する第十二条第五項の規定により通知する文書をいう。以下同じ。）の番号

六　設置場所変更の年月日又は工事完了の年月日

七　検査を希望する日（法第十八条第一項ただし書に該当する場合及び同条第二項に基づき検査の一部を省略する場合を除く。）

5　前項の届出書の様式は、別表第三号の二のとおりとする。

6　法第十八条第二項で定める書類は、第四項の届出書に添えて提出しなければならない。

7　第十五条の二の二第一項及び第二項の規定は、法第十七条の規定による許可の申請若しくは届出、法第十九条の規定による指定の変更の申請又は施行規則第四十三条第一項、第二項若しくは第三項の規定による届出を行う場合に準用する。

第二十五条の二　法第二十七条の八の規定により特定無線局の目的若しくは通信の相手方を変更し又は開設している特定無線局の工事設計と異なる無線設備の工事設計に基づく無線設備を無線通信の用に供する許可を受けようとするときは、別表第四号の二の申請書に別表第二号の四の無線局事項書及び工事設計書を添えて総合通信局長に提出して行うものとする。

［2　略］

第二十五条の三　手数料令第四条の規定による手数料は、第二十五条第四項に規定する届出書に当該手数料の額に相当する収入印紙を貼つて納めるものとする。

（認定の申請）

第二十五条の四　法第二十七条の十三第一項の認定の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に開設計画及びそれぞれの写し一通を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一　認定を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　該当する開設指針が示された告示の件名及び告示番号

［2　略］

3　第一項の申請書の様式は別表第八号のとおりとし、当該申請書に添付する開設計画の様式は別表第八号の二のとおりとする。

2　第二条第六項の規定は、同項各号に掲げる装置を共通に使用しようとする無線局について、法第十七条の規定による無線設備の変更の工事の許可の申請又は届出を行なう場合に準用する。この場合において、第二条第六項第二号又は第三号に規定する装置に係るものについては、当該航空機局又は航空機地球局の航空機の定置場を管轄する総合通信局が同一の場合に限り、同一型式の共通の装置ごとに単一の申請又は届出をすることができる。

3　第十五条の三第一項、第三項及び第四項の規定は、法第十七条の規定による無線設備の変更の工事の許可の申請又は届出を行う場合に準用する。

4　法第十七条第一項の規定により無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、当該変更をしたとき又は当該工事を完了したときは、その旨を文書により総務大臣又は総合通信局長に届け出なければならない。

5　法第十八条第二項で定める書類は、前項の届出書に添えて提出しなければならない。

6　第十五条の二の二第一項及び第二項の規定は、法第十七条の規定による許可の申請若しくは届出、法第十九条の規定による指定の変更の申請又は施行規則第四十三条第一項、第二項若しくは第三項の規定による届出を行う場合に準用する。

第二十五条の二　法第二十七条の八の規定により通信の相手方の変更又は開設している特定無線局の工事設計と異なる無線設備の工事設計に基づく無線設備を無線通信の用に供する許可を受けようとするときは、申請書に第二十条の五第二項の無線局事項書及び工事設計書を添えて総合通信局長に提出して行うものとする。

［2　同上］

第二十五条の三　手数料令第四条の規定による手数料は、第二十五条第四項に規定する文書に当該手数料の額に相当する収入印紙をはつて納めるものとする。

（認定の申請）

第二十五条の四　法第二十七条の十三第一項の認定の申請をしようとする者は、申請書に開設計画及びそれぞれの写し一通を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

［新設］

［2　同上］

3　第一項の申請書の様式は、別表第五号の六のとおりとし、当該申請書に添付する開設計画の様式は、別表第五号の七のとおりとする。